

# 裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]  
[REDACTED]

処分庁

岡山市中区福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成24年8月9日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が平成24年7月20日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 本件審査請求の趣旨及び理由

今回決定された医療扶助本人支払額では、手持金が減少し日用品等の購入に支障が生じ最低生活が営めないものであるから、本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めるものと解し、以下そのように取り扱う。

### 第2 処分庁の弁明

生活保護法に基づき収入充当額を算定し、医療扶助本人支払額を決定したものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 当庁の認定事実

- 1 処分庁は、請求人に平成15年2月25日付けで障害等級を[REDACTED]が交付されたことにより、同年3月1日から最低生活費の算定に当たり障害者加算を計上したこと。
- 2 処分庁は、請求人の手持金が累積したことを理由として、平成22年2月1日から障害者加算の計上を停止したこと。
- 3 本件処分において、平成24年6月からの最低生活費の算定に当たり障害者加算は計上されていないこと。
- 4 請求人の手持金の口座は、請求人の兄（以下「兄」という。）が管理していること。

### 第4 当庁の判断

生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け、厚生省告示第158号。以下「告示」という。）別表第1第2章の2（2）アにおいて、障害者加算は障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者について行うこととされている。また、入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて（昭和58年3月31日付け、社保第51号。厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によると、告示別表第1第2章の9に規定する重複調整の対象となる加算又は同第3章の1に規定する入院患者日用品費は、原則としてその基準額の全額を計上することとされているが、医療機関に入院中の被保護者で、この額では合理的な目的のない手持金の累積を生ずる場合に、被保護者本人以外の者が手持金を管理しているときは、その累積額に着目して加算等の計上を行うこととされている。この取扱いの対象者は、入院患者で加算等を認定されている者であって、金銭管理能力がないため医療機関の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねているものに限られており、手持金の累積が対象者に認定されている加算等の額の6月分の額に達している場合は、加算等の計上を停止するとされている。

本件審査請求についてみると、第3の1のとおり請求人には障害者加算が計上されていることから、この加算の停止は課長通知に規定する場合に該当するときに限られる。

この点、第3の4のとおり請求人の手持金の口座は兄が管理していること、また、第1のとおり請求人は手持金の減少を認識することができていることから、請求人の状況が課長通知に規定する場合に該当するとは認められない。

よって、課長通知に規定する場合に該当しないにもかかわらず、請求人の障害者加算を停止したまま行った本件処分は、違法又は不当である。

以上のとおり、本件審査請求については理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年10月10日

岡山県知事 石井正弘

